

- 1 縦覧の期間 平成14年11月18日から
平成14年12月13日まで
- 2 縦覧の場所 植木町土地改良区事務所
- 3 縦覧に供する書類の名称
 - (1) 換地設計書
 - (2) 各筆換地明細書
 - (3) 清算金明細書
 - (4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第836号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営鹿本北部地区（黒蛭工区）土地改良事業（区画整理）の計画を定めたので、同条第5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のように縦覧に供する。

この土地改良事業計画につき異議のあるものは、縦覧期間終了後15日以内に申し立てられたい。

平成14年11月15日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営鹿本北部地区（黒蛭工区）土地改良事業（区画整理）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成14年11月18日から平成14年12月14日まで
- 3 縦覧場所
菊鹿町役場

登載依頼**熊本県内水面漁場管理委員会指示第161号**

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川水系の上内田川における次の区域では、竿釣り以外の漁法での水産動物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第37条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成14年11月15日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬場 敬次

- 1 採捕禁止区域
鹿本郡菊鹿町大字上内田字吉原地内の砂防ダム下流端から下流750メートルの吉原堰上流端までの区域
- 2 指示の有効期間
平成14年11月25日から平成16年11月24日まで

熊本県内水面漁場管理委員会指示第162号

水産動植物の繁殖保護を図るため、漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び同法第130条第4項の規定に基づき、菊池川の水産動植物の採捕を次のとおり禁止する。

ただし、熊本県内水面漁業調整規則第37条の規定により、知事の許可を受けたもの及び試験研究機関が試験研究のために採捕する場合を除く。

平成14年11月15日

熊本県内水面漁場管理委員会会長 馬場 敬次

- 1 採捕禁止区域
菊池川右岸山鹿市川辺地区岩野川吐合口右岸に設置した標柱と左岸同市大字志々岐字牛草205番地2に設置した標柱を結んだ線から下流へ1000メートルまでの区域
ただし、熊本県内水面漁業調整規則第31号の規定で定められた採捕禁止区域と重複する区域を除く。
- 2 指示の有効期間
平成15年1月27日から平成17年1月26日まで

熊本県選挙管理委員会告示第81号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第3項の規定に基づき、次の施設を新たに指定した旨の報告があった。

平成14年11月15日

熊本県選挙管理委員会
委員長 宮本 卓治